

# 全員協議会会議録

- 1 日 時 令和6年1月12日（金） 9時58分開会 11時20分閉会
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席議員 山本奈央・田村幸紀・只野敏彦・川上 均・中河つる子・鈴木孝寿・橋本晃明・桜井崇裕・佐藤幸一・西山輝和・中島里司・深沼達生・議長：山下清美
- 4 事務局 事務局長：大尾 智、次長兼総務係長：川口二郎
- 5 説明員 町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦、保健福祉課長：藤田哲也、同課長補佐：鎌田珠江、商工観光課長：前田 真
- 6 傍聴者 十勝毎日新聞新得支局長：平田幸嗣、同記者：小野寺
- 7 議 件
  - (1) 町長からの申し出事項について
    - ・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について
    - ・清水町中小企業・小規模企業振興基本条例について
    - ・公用車（農林課所有車両）による交通事故について
    - ・令和6年能登半島地震災害義援金の受付について
  - (2) 議会運営委員会からの報告事項
  - (3) その他
- 8 会議録 別紙のとおり

【開会 9：58】

(1) 町長からの申し出事項について

・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

山下議長：只今より全員協議会を開催する。最初に町長から挨拶をいただく。

町長（阿部一男）：出初式でお会いしているが、正式に会うのは初めてであるので今年もどうぞよろしく願います。全員協議会ということで、私の方から申し出させていただいて、4件の議件をあげさせていただいている。主に、第9期の保健福祉計画、介護保険計画、それから清水町中小企業・小規模企業振興基本条例ということで、3月定例会に向けて準備をすすめているので、その概要について説明をさせていただきたいと思う。よろしく願います。

山下議長：それでは、申し出事項1番目から順番に進めて参る。最初に第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について説明願う。

保健福祉課長（藤田哲也）：本日、保健福祉課から私と介護保険を担当している課長補佐の鎌田で説明をさせていただき、よろしく願います。今回の計画については、第9期となる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案についてご説明させていただき。この計画については、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定するものである。3年毎に計画策定しているところである。今回は、第9期目となり、計画期間が令和6年度から令和8年度までの3か年となり、高齢者保健福祉事業と介護保険給付事業の方向と介護保険料の算定を示すものとなる。計画策定に際しては、関係者に被保険者である町民を加えた、9名による策定委員会を設置し、現在策定作業を進めているところである。この素案について1月19日から2月5日までにかけて、素案のパブリックコメントを実施することから、議員の皆様にも素案の概要をご説明するところである。冊子となっている素案の説明について、介護保険担当の鎌田補佐から説明を行う。

保健福祉課長補佐（鎌田珠江）：お配りしている第9期清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案をご覧ください。こちらは第1章から第8章までであり、順次説明をさせていただきます。第1章の計画策定の趣旨について3ページから6ページになる。介護保険事業計画は地域包括ケア計画として位置づけられ、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる令和7年に向けて、医療、介護、住まい、介護予防、生活支援を柱として高齢者の生活を支えていく地域包括ケアシステムの構築に取り組むこととなっている。次に第2章、町の高齢者をとりまく現状として、7ページから28ページまで、人口・高齢者人口・高齢者世帯等、高齢化の状況や推移について、また、令和5年5月に実施した、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査のアンケート結果について一部抜粋して記載している。次に第3章、介護保険給付等の実績ということで、29ページから33ページになる。要支援・要介護認定の現状や介護サービスの利用状況について記載している。次に第4章、第8期計画における取組と課題、34ページから50ページになる。第8期計画で掲げた4つの基本目標、高齢者の健康づくり、高齢者の生きがいづくり、高齢者の生活を支えるサービスの提供、計画の円滑な推進について実施した各事業

の実績、課題を記載している。次に第5章、計画の方向性、51ページから55ページ。第6章、施策の展開、56ページから67ページになる。第8期計画における取り組みを継承しつつ、第9期計画で取り組むべき課題を整理し、4つの基本目標を設定し施策を推進していく。第7章、介護保険サービス見込みと保険料の算出、69ページから82ページになる。第8期計画の介護サービス等実績を基にサービス量を見込み、第9期計画の推計を行った。国から提供されている見える化システムより推計された推計基準額を記載している。86ページをお開き願う。第8期計画で介護保険料については9段階の保険料を設定させていただいたが、第9期計画については、13段階へ見直しになった。こちらに13段階の表を載せている。第5段階を基準額として、第1段階から第13段階まで保険料率を載せている。次に、87ページが第1号被保険者の人数の推計になる。こちらについては、令和5年度の所得の段階から13段階にあてている形になる。次の88ページは、保険料を計算するにあたって必要な算定ということで、給付額とかを算出している。89ページが今回の第9期計画保険料にあたって算出した保険料額を記載している。基準額である第5段階を月額5,900円として、第1段階、端数が出ているけれども、1,681.5円、第2段階を2,861.5円、第3段階を4,041.5円、第4段階を5,310円ということで13段階まで載せている。次に第8章、計画の推進ということで、92ページからになる。サービスに関する相談体制の強化、地域包括ケアシステムの深化・推進、計画の達成状況の点検と評価について、取り組み介護保険制度を持続させていくため、利用者に適切なサービスを提供し、介護給付の適正化を推進していく。簡単に説明させていただいたが、以上とする。

保健福祉課長：私の方から補足の説明をさせていただく。担当補佐の方から章立てに記載事項について概略を説明させていただいた。3年ごとに見直されている介護保険料についてであるが、現在の状況、それから過去9期に渡る会計経過については、ホチキス留め2枚の資料、第9期清水町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案の概要についてがあるが、3ページに第1期から第9期までの基準月額保険料を経過として掲載している。第8期、現在であるが、月額ベース5,700円が令和6年度以降は5,900円ベースで介護保険の給付量、被保険者の人数といったものを加味すると、5,900円程度必要となるということで計算をしているところである。また、国の制度改正によって、9段階の介護保険料が令和6年度から13段階に変わってくるわけであるけれども、それぞれ基準となる第5段階、月額ベース5,900円というものが、所得の低い方、第4、3、2、1段階の低い方への軽減率は、国が示した軽減率を適用していること、また、6段階から13段階までも、割り増す比率も全て国が示している割増率を元に計算をしている。現行基準ベースで申し上げれば、5,700円が200円増額となるということであるが、資料の88ページの中に準備基金取崩額の影響額というのがある、その中の準備基金取崩額、5千万円というのがある、その上は基金の残高108,776,370円、残高が現在持っている基金残高、ここから5千万円の基金を取り崩して、影響額431円を出すことで5,900円に介護保険料を抑制しながら向こう3年間の給付事業を安定して実施していけるだろうということで計算をしているところである。なお、国の通知によっては今後変更通知があればそれに合わせて変更していくということもあり得るということをお含みおきいただきたいと思います。最終的にパブリックコメント実施後、策定委員会を重ね、3月末をもって計画の策定完了ということで今後取り進めて参る。説明は以上である、よろしく願います。

山下議長：何か質疑あれば。

鈴木議員：確認だが、説明資料の3ページ、9期の計画期間は6、7、8年度ということで良いか。

保健福祉課長：大変失礼した、R 8 と訂正をお願いします。

中島議員：86ページ、文言で市民税と出ている、基本的には町民税ではないかと思うので、訂正の必要があれば訂正していただきたいと思う。

保健福祉課長：大変申し訳ない、ご指摘のとおりである。パブコメする際にも町民税と訂正をした上で実施して参る。

山下議長：その他なければ保健福祉計画・介護保険事業計画について以上とする。暫時休憩する。

【休憩 10：14】

【説明員退席 10：14】

【再開 10：15】

・清水町中小企業・小規模企業振興基本条例について

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて新設条例の関係について説明を求める。

商工観光課長（前田 真）：現在、商工観光課において策定中の、清水町中小企業・小規模企業振興条例（案）についてご説明申し上げます。お手元には、条例（案）の概要、条例（案）、条例（案）の逐条解説を配布している。新設条例であるので、まちづくり基本条例に基づき、1月15日より、パブリックコメントの募集を開始する。それにあたり予め、条例策定に至る経緯と概要についてご説明申し上げます。令和5年11月20日に、清水町商工会より、小規模振興に関する条例制定の要望があった。要望に至る経過としては、まず、中小企業基本法が平成11年に抜本的に改正されたことに遡る。この改正により、自治体の役割が、「国の施策に準じる施策の実施」から「地域の実情に応じた施策の策定及び実施」と見直され、平成12年以降、全国各地で基本条例が制定されるようになった。さらに、平成26年には、小規模企業振興基本法が制定され、地方公共団体においても小規模企業振興に関する施策を策定・実施する責務が明記されるとともに、小規模企業に振興に関する施策があまねく全国において効果的かつ効率的に実施されるよう国、地方公共団体等は、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないと規定されたところである。理念条例であるため、条例の制定義務はないものの、北海道179市町村中71の自治体が同様の条例を制定済みであり、十勝管内においては10市町村が条例制定済みである。清水町にとって、中小企業とりわけ小規模事業者は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要不可欠な存在である。しかしながら、本町においては、人口減少、少子高齢化が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での影響が懸念されるとともに、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、急激な円安や物価高騰、海外情勢の変化など、取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、町、商工会等全ての関係者が危機感を共有し、デジタル化の進展、脱炭素社会の実現に向けた取り組みの広がりなど、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の中小企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で、極めて重要であるとの考えから、町民の総意として、この条例を制定するものである。お手元に配布した資料に基づき、概要について簡単に説明する。A4の概要と条例案を並べてご覧いただく。条例は、全12条で構成されている。1条に目的、2条に定義、3条に基本

理念が書かれている。基本的な施策、それを実施する体制、方策については、8条から10条に書かれている。そして、町、中小企業者等、商工会、それぞれの役割や責任等について、4条から7条に記載している。この新設条例により、何か新たな事業がセットになるというわけではなく、従来の事業を、基本的施策に基づいて、丁寧に実施するイメージをもっていただければと思う。先ほども説明したとおり、今後においては、1月15日から2月15日までパブリックコメントを募集し、回答、修正を2月下旬まで行う。その後、3月定例会に提案したく考えている。以上、商工観光課からの報告とさせていただきます。

山下議長：説明に対する質疑があれば。

鈴木議員：早いところは、例えば音更町であれば令和3年くらいに設定していたりして、冒頭に清水町商工会からこれを作って欲しいという依頼があったということであるが、この温度差は何なのか。管内であれば10市町村、理念型と給付型みたいな、今回はほとんどの町村が理念型を先行させて後に振興の実際の物をつくっているのがあるけれども、うちの町が目指すところは今言ったような方向なのか、経緯と含めて2点お願いします。

商工観光課長：1点目のどうして10町村が既に制定済なのに清水町はこのタイミングで制定するのかということにお答えする。平成26年に小規模企業振興基本法が制定されて、ほとんどの自治体というのが平成26年に法律が制定されたことによって地方公共団体の責務というのが、こういった基本条例に基づいて色々な事業を施策するよというところが法の中で努めることということが書いてある。ここに敏感に反応した市町村というのは着々と準備を進めてやっている。清水町も今年度文書で商工会から上がってきたものの、今まで全くこういった話がなかったかと言うとそうではなくて、商工会の会合の中で、こういった条例が他の市町村にあるのだけれども、清水町は策定してくれないのだろうかというお願いというのは、会議の場等で出ていたのは事実である。今回、新型コロナだったり、物価高騰だったり、様々な施策を展開していく中で、商工会に対する補助金等もかなり増額している。そういったタイミングもあるということ、それからずっと北海道だとか、あるいは色々な団体、小規模事業者を守ろうとしている団体から、早く作ってくれないかという要望が、実は毎年あったということもこの機会に申し添えさせていただく。作っていない市町村は、無くとも基本理念というのに基づきながら政策を実施しているので、特に必要性を感じないということで作っていなかったけれども、清水町に関してはこの機会に施策の大綱だとか、体系だとかいうのをしっかりした上で、予算化に努めたいということで、商工会と話があったというのがまず1点目である。2点目の理念条例と給付型がある、元々この手のタイプというのは、遡ると昭和20年くらいまで遡るらしいが、元々はある事業を実施するためにこういった補助金を給付するという形の、清水町でいうと要綱に似たようなタイプの条例がたくさんできていたようである。先程説明したとおり、中小企業基本法が平成11年に抜本的に改正されて、地方公共団体の責務というのが明確にされたということ、更には平成26年に小規模企業振興基本法が制定されて、今までの給付型の条例に合わせて基本条例タイプというものが全国の主流になって今制定されている。元々給付型で制定されていた自治体も、平成26年を機会に理念型に直している自治体というのが大半である。清水町もその流れに沿って基本条例タイプ、清水町で言うと代表的なものはまちづくり基本条例があるけれども、その商工振興版みたいな形で制定をし、予算の範囲内で商工に係る事業予算というのが、商工事業者の進行を図るだけではなくて、町全体の総意であるということを確認するために理念タイプというものを設定させていただきたいと思っているところである。

鈴木議員：この条例ができるということは、例えば、商品券事業などは要はスポット的なものであって、その裏付けするのがこの条例だということで、結局この条例が出来て何があるのかと言いたいところであったが、要は町としては振興していくというのを作った上での商工関係者に対する、中小企業に対する支援をバックボーンにできるということで理解していいか。

商工振興課長：そのとおりである。今までは時代によって、急激に商品券の予算があったり、あるいは例えば近代化資金の利子補給の新たな枠が出来たりということで、ともすると、どうしてこの年度に急に商工振興に係る経費が増えてというものがあつたものを、そもそも地方自体、清水町においては地域の中小企業、小規模企業を重視して、その振興を行政の柱とするということを明確にするためにつくるものである。もちろん商工振興にかかる事業というのは、商品券事業を代表としていくつかあるけれども、それが全てこの基本的施策の第8条関係に紐づいて実施されるというイメージを持っていただければ幸いである。

山下議長：その他質疑なければこの説明を終わらせていただく。暫時休憩する。

【休憩 10：28】

【説明員退席 10：28】

【再開 10：28】

・ 公用車（農林課所有車両）による交通事故について

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて3点目、公用車による交通事故について説明を求める。

副町長（山本 司）：公用車の交通事故についてご報告をさせていただく。皆様の方に資料をお配りしているのでご覧いただきたいと思う。昨年になるけれども、12月12日に円山展望台の周辺の支障木の伐採調査のために、農林課の職員が運転する公用車が展望台へ向かう途中、降雪により凍結した急斜面で車両がスリップし、前進できなくなり止まったところである。坂を登れなくなり止まったけども、その直後に自分の車両の自重で斜面を下り始めたということで、当然ブレーキは踏んだけれども、重さと傾斜によって下がっていった。後ろから同じくその調査に同行していた清水町森林組合所有の乗用車に接触をした。幸い双方の運転手に怪我はなかった。ただ、車の物損、損傷があり、森林組合の車両も傷んだので、現在、損害賠償額については算定中である。確定次第、今後、議案として損害賠償の額の決定および和解についての提案等をさせていただきたいと思う。大変申し訳ない、報告とさせていただく。

・ 令和6年能登半島地震災害義援金の受付について

委員長：特に 質疑ないか。質疑は無いようなので、3点目、公用車の交通事故については説明を終わりとする。次に4点目、令和6年能登半島地震災害義援金の受付について説明を求める。

副町長：4点目になるが、令和6年能登半島地震災害義援金の受付について説明をさせていただく。1月1日の地震によって甚大な被害が発生している。被災者の方を支

援するために、本町としては日本赤十字社清水分布として、義援金の窓口を設置して受付を昨日から行っている。受付の方法については、役場保健福祉課窓口、役場町民課窓口、あと御影支所の窓口に義援金箱を設置して、町民の皆さんからの義援金を受け付ける体制をとる。期間については今年の12月20日までという長期間になるけれども、そういったことで義援金の受付を開始した。町のホームページで周知するとともに、Facebookでも周知をしまいる。あと、町のお知らせ板、広報2月号に掲載をして広く周知をしまいたいということである。この件に関しては以上である。

山下議長：特に質疑あるか。

(「なし」との声あり)

山下議長：それでは4項目全て提案されたものを終わらせていただく。暫時休憩する。

【休憩 10:32】

【説明員退席 10:32】

【再開 10:33】

## (2) 議会運営委員会からの報告事項

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて議会運営委員会から報告事項がある。

橋本議員：議会運営委員会から報告をさせていただく。まず、議会報告会と町民との意見交換会のまとめということである。1月10日に議運を開催して、皆様にお配りした資料のようにまとめている。詳細の説明についてはこの後どういう資料があるかについて事務局の方から説明をさせていただく。

事務局長：お配りした資料について説明する。まずアンケート結果というA4の綴りがある、全体集計、それから清水御影会場ごとの集計、それからアンケート結果の比較ということで、当日参加者から頂いたアンケートの結果を集計したものである。これについては、性別等からあるけれども、まず2枚目めくっていただいて、最初の全体集計版の4ページをご覧くださいと、今回から以前までと違ってグループディスカッション方式を導入したことに対するご意見、記述式が何件かいただいている。そちらを見ると、直接議員と話ができたとか、より近いところでの意見交換ができたということで、今回の新たな取り組みとして行った意見交換会については、概ね好意的な捉え方をさせていただいたのではないかとように思っている。それから最後の2枚目のところにあるように、アンケートの昨年との比較をご覧ください、Q4のグループディスカッション、意見交換はどうだったかということにおいても、良かったという集計が昨年と比べて多かったと思うので、今回の方法については、新たな取り組みであったけれども、参加いただいた方からは概ねいい評価をいただいたかのように感じている。それから、もう一つの資料であるけれども、意見交換会まとめというようにA4とA3混合しているけれども、そちらについては事務局の方で全体をまとめたものである。1ページ目は場所から始まり、グループごとの概要である。A3以降であるが、事務局でまとめて先日の議運の方でお話しさせていただいたけれども、まずテーマ1の議員定数、報酬、女性議員の登用について、それがA3の2枚目までである。それからテーマ2の開かれた議会については、3枚目にまとめてそれぞれ付箋でいただいたご意見について、事務局の方で一覧にまとめたものである。それぞれ

全体としてというピンク色の欄で全体的な意見の傾向を載せた。それから、意見の活用というところでは、議運において今後の議会活性化の議論における参考としていくという方向で、今後の報告書にまとめていきたいというように考えている。それから4枚目、こちらは(3)のフリースペースで出された意見等である。そして、これも前回の議運の方で確認していただいたけれども、①青表示が議運、②総務産業が赤字、緑字の③が厚生文教と、それぞれ担当の委員会ごとに出された意見を議運の方で振り分けした。そして、その振り分けの今後の処理というところであるけれども、次のページから3枚あるけれども、今後、各委員会において、3つの視点で検討していただきたいというように議運の方で決めたところである。青字で検討、黄色字で参考、それから承りと書いてあるけれども、意見として承ったという形で振り分けをしていただきたい。その作業は委員会においてしていただきたいと思う。矢印から下であるけれども、それぞれ委員会の方でどういう形で処理したかということ、コメントとともに取り扱いを決めていただきたいという作業を各委員会において行っていただきたいと思う。資料の説明として以上とさせていただきます。

橋本議員：今説明していただいたけれども、そのようなことで、それぞれの振り分けられた委員会において、これを検討、参考、承りの3区分で分類をして、対応について協議をしていただきたい。ちょっと時間が経ってしまっているというのと、付箋をもとにして作った資料であるので、話の内容が十分にわからない部分とか、今となっては思い出せないという部分もあるかもしれないけれども、それぞれに必要であればバックボーンとなっている資料もあるので、問い合わせいただければ、答えながらやっていくということもできると思う。それで、その結果について、2月中に議運に報告をしていただきたいと思う。その後3月中にこれをまとめて報告書を作成したい。そして、これらについては再度全員協議会の場に諮った上で、ホームページなどで公表してまいりたいと思っている。なお、これらについては5月15日発行の議会だよりに掲載していただけるようお願いをしたいというように考えている。

山下議長：これらについて質疑あるか。

鈴木議員：これはどの程度委員会で話して、どの程度解決策、どこまでやれというところはあるか。

橋本議員：どこまでというのがどこまでのことなのかもわからないが、グループディスカッションについては今回が方法を変えて初めてということもあるので、課題をまた次につなげていくためにも、そこ自体の問題点も出してもらえればと思うけれども、中身としては、それぞれの個別具体的なものに対して、それぞれ今の段階で委員会としてまとめられる、それから、これは承った後で、何かの機会に活かしていければというようなものについて、それぞれの意見を出していただきながら協議していただければと思っている。

鈴木議員：委員会とか議員では判断できないことの方がたくさんのはず。各担当課に申し入れたというように書いて、その答えも書くのかどうするのかというところだと思う。

橋本議員：取り扱いについては要綱があると思う、それぞれ町の担当課にこういうことが出ていたということで伝えていくとか、前回までであればその場で答えられるものと、担当課へ伝えるものという分類の仕方をしていたと思うけれども、それはその通りでいいと思う。だから、議会に関する事は議運で受けているけれども、それぞれ担当課のところ、それらについて担当するところにこういう意見があ

ったということで、その中で、取り扱いについては検討のところに入るのか、どこに入るのかという部分もあるかもしれないけれども、個別具体的なものについて取り扱いを決めていくというお願いをしたい。

山下議長：町長部局に対して伝える部分について、特に事務局から話があれば。

事務局長：最後についているA4のところを見ていただくと、前回の議運の方で確認していただいた部分があるけれども、その中での話では、各委員会が個別に各課にあたって返事をもらうとかは想定しなかった。中にはこういうことで、今後こうしていった方がいいという意見のまとめ方が出ると思うので、その辺を全体的にまとめて、最後議運の方で町長部局に対して、こんな意見があるので申し入れをすとか、要望するという形になると想定していた。それぞれの委員会が個別に町の担当者と話しして回答もらってというところまでは想定していないということでもよろしいと思う。

山下議長：町長部局に対して申し入れする部分については、検討という項目の中に入れて町長部局に申し入れという形で付け加えるということで扱っていききたいと思う。その他質疑なければ、この件については2月中にそれぞれの委員会で検討いただいて、議運の方に報告いただければと思うのでよろしく願います。続いて、2番目の条例の新設、それと規定の関係で説明をお願いします。

橋本議員：この条例については、議員が町の仕事を請け負うことについての条例改正となるので、細部について事務局の方から説明願う。

事務局長：資料の説明をさせていただく。資料1、2、3と右肩にふっている、資料1、これが議員提出条例の条例案である。資料2が、その条例を補完する規定の案である。資料3が制定目的等を記載してあるので、資料3に基づいて説明をする。地方自治法の規定によって、議員が地方公共団体の請負をするものについては、過去においては認められていなかった。今回の法改正により、1枚めくっていただくと別紙2のところ、地方自治法が令和5年3月1日付施行によって、関係条文が改正されている。そこで政令で定める額を超えないものを除くということになった。もう1枚めくっていただくと、地方自治法施行令があって、300万円とするように定められたということで、請負300万円未満のものについては、下線が引いてあるように、議員個人による町からの請負の規制が対象から除かれることになったところである。ただし、この法改正については付帯決議がついていて、それぞれの請負状況の透明性を確保する措置を取るよということであり、それに基づいて総務大臣通知が出されて、例えば、条例等の定めるところにより請負をする議員が受けた金額や請負の概要等を議長に報告して、それを公表するという取り組みをすることが適当であるという通知が来たところである。それに基づいて、今回議員提案という形で条例改正をするところである。これについては、全国町村議長会の雛形があって、資料の後ろにつけているが、各条文解説が載っている。条例に関しては、5条からなる簡潔なものであるけれども、毎年6月1日から30日までの間に前年度会計において、清水町からの請負について報告するということを義務付けている。金額だとか締結日、概要についてである。それから、議長は報告しその一覧を作って公表する。第4条のところでは閲覧ができるということである。必要な事項は議長が定めるということである。必要な事項を定めるものが、資料2の条例施行規定である。ここでは、報告様式等を定めている。様式1で毎年報告していただく様式、様式2で訂正があった場合の届け出様式、閲覧をして、写しの交付を求める時の請求の様式が備えられている。第5条で写しの請求者の費用負担について書かれているので、情報公開条例の例に沿って費用負担していただくという定めを設けたところである。資料説明は以上で

ある。

橋本議員：先ほど条例改正と言ったかしのれないが、これは自治法の改正で条例は新設条例となる。議運としては1月10日の会議で、条例として提案するということを決めた。提出者が私で賛同者は議運の委員ということで進めたいと思っている。細かい規定については議長決裁で決定をして、条例と同日に施行するというように考えている。

山下議長：新設条例について議運委員長、事務局から説明があったが、特に質疑あるか。

西山議員：町の仕事を受ける人はダメだという事、議員にはなれないということか。

事務局長：そうである、その通りである。

西山議員：議員のなり手がいないと言っていて、300万円以上の仕事ができないということは、なれる人がいないのではないか。

山下議長：自治法で決まっている数字なので。

事務局長：個人、会社でもあるけれども、会社の場合はこの規定では、その支配人になることができないということなので、例えば代表者が議員本人でなければよろしいというようなこともあると思うし、ただ、議長が申し上げたように、自治法の規定なので、ここは我々の方で決めるということにはならないところである。

鈴木議員：300万円まではいいことになった、今までは違った、これを作るのは議員として倫理規定にも繋がってくると思ったりして、議員倫理で言ったら、議会議員として例えば役場と契約した場合は、それは300万以内の契約だったら書かなくていい。少額であっても全部報告するという事で理解していいのか。

事務局長：全部報告していただくということ。そしてそれが万が一300万を超えた時には法律に違反しているということで、即議員をやめるとかではないと思うけれども、法令に違反しているという事が確認されるということだと思う。

桜井議員：議長会からこういう制定をしなさいという制定義務があるのかどうなのか、そこら辺を教えてください。

事務局長：先ほども若干説明したように、明確に条例を作らなければならないということは書かれていないけれども、冒頭で説明したとおり、付帯決議というのがあって、透明性を確保しなさいということなので、それに基づいた総務省の通知が出ている。その中で条例を定めて、議長が公表するよというよなことが通知で出されているので、これについては十勝管内も今度の3月議会で、条例ではなく規則というところも若干あるかもしれないが、全ての町村が3月議会でこの規定を作るということになっているので、全国的にもそういう形で進んでいくというように思う。

山下議長：暫時休憩する。

【休憩 11：00】

【再開 11：05】

山下議長：休憩前に引き続き会議を開く。条例改正の関係で説明させていただいたが、他に質疑あるか。

(「なし」の声あり)

山下議長：それでは条例、規定の関係については3月の定例会に提案させていただいて、そして規定も同日施行するという形でよろしく願います。続いて、新年度予算にかかる協議について委員長願います。

橋本議員：議会としての新年度予算にかかる協議についてであるけれども、一つは道外研修についてである。事務局より経過説明をお願いする。

事務局長：道外研修についてであるが、来年度は任期2年目ということで、各委員会それぞれ道外研修を予定しているところである。ただ、まだ目的、目的地がはっきり決まっていないという経過があるので、今予算査定の中でそこが決まらないのであれば、当初予算計上しないで補正予算計上という形で副長町長定のところまで行っている。来週から町長査定が始まるけれども、最終的に当初予算計上するとすれば、町長査定のところ載せなければならない。それで、この後開催されるところで各委員長には既にお願しているところであるけれども、最終的には再来週が町長査定の最後になるので、そこまでの間において、目的地、研修の目的をできれば固めていただきたいと思うけれども、それをもって当初予算計上という形をとっていきたいと思っているので、今日、終了後の委員会で話していただくのと、必要あれば来週等でもまた検討していただきたいというように考えている。

山下議長：各委員会よろしく願います。委員長次願います。

橋本議員：次に国際アカデミーの派遣についてであるけれども、これについての予算を求めていくことについて事務局から説明をお願いする。

事務局長：こちらについては、4年間で1人1回国際アカデミー派遣ということで、3名ずつ4年間ということで、予算を確保していたところであるけれども、こちらも先日の議運でも話しが出たところであるけれども、希望者が3名を超えても行けるような形をとってほしいという要望があるので、その通りになるかどうか分からないけれども、町長査定において、今希望者を募っているので、その希望者で予算確保できるかどうかを町長査定の時に話をしてみたいと思う。例えば今年希望者が5人で人取れる、来年希望者取りながらその都度年度ごとの融通が聞けないかということ町長査定の時に話ししていきたいというように考えている。ただ、査定なのでそのとおり行くかどうかは分からないけれども、そういう話をしていきたいというように改めて皆さんにお知らせしておきたいと思う。

山下議長：予算要求については、人数、希望者について、全員要望されるよう伝えるということで、強く局長からはお願いしたいという旨議運の中でもあったので、そのように進めたいと思う。質疑なければ委員長次願います。

橋本議員：最後であるけれども、議会モニター会議について、第2回目の開催について先日協議して、2月13日から15日の19時から、第2委員会室で開催したいというところまで決めた。1回目と同様に議運以外の議員もできる限り出席をしていただきたいと思う。日にちについては早いうちに決めてお知らせしたいと思っている。

### (3) その他

山下議長：議会モニター会議を2月の13日から15日の19時からここの第2委員会室でやる予定ということで、日程が決まったら皆さんにお知らせするので、それぞれ都合をつけていただければということで委員長からあった。以上4点特にまとめて質疑あるか、よろしければこのように項目多いがよろしく願います。その他何かあるか。

中島議員：議員会からの連絡というか相談であるが、先程町の方で受付等々が開始されたけれども、能登半島地震の義援金について、議員会から支援金を送りたいということをして今日急遽9時半から議員会役員会を開いた。その結果、当議会としては10万程度を義援金として石川県の方に送りたいという話になった。これについてはまとめて後ほど皆さん方の意見を伺うけれども、過去に東日本、熊本他何件かあって、一件だけが13万で、その時は議員1人1万ということで13万だったようである。その他は4件10万円ということで支援をしているということであるので、今回についても当議会として義援金を送りたい、そして頑張っで復帰していただくという願いを込めてそういう答えになった。あと、議員会の収支については、1月末が議員会の会計年度末である。現在、議員会で157,800円あまりを次年度繰り越し予定していて、今回これから皆さんの同意をいただいて、義援金として送った場合、10万円を引くと次年度の繰越は5万7000円あまりという状況である。だから、特別徴収するまではないということである。過去においては特別徴収した例もある。当然、議員全員の会なので、何か決めて足りなくなれば皆さんとともにということになると思うが、今回のところはそういう状況であるで、それらを含めてご協議願いたいと思う。

山下議長：繰越の額が15万数千円あるということで、その中から10万円を義援金として議員会で送ろうという話である。皆さん賛同いただけるかどうか、その他意見あるかどうか伺う。

(「よろしい」との声あり)

山下議長：それでは、議員会で決定した10万円を議員会として送る、そして、特別に徴収する部分はないということで進めたいと思う、よろしく願います。その他議員の皆さんから共有する事項はないか。なければ事務局から。

事務局長：最後に1点だけ、昨年警察の方に相談をしたUSB型の録画録音機の関係について報告する。昨日、新得町の刑事が来庁された。それで、前に相談した時に依頼があった、今までの時系列をまとめておいて欲しいというものと、関係者の名簿ということで、議員の名簿と我々事務局の名簿を、昨日、資料ということで提出した。それで、今後皆様のところにお話を聞く、聞きたいという連絡が入るかもしれない。詳細は聞いていないので、いつ頃どなたにということは聞いていないが、今後、連絡が入るかもしれないということをお伝えしたいと思う。

山下議長：事務局からは時系列の色々な項目、それから名簿、議員と事務局分を渡しているということで、今後皆さんの方にそれぞれ連絡が来るとおられるということで、こちらもそういった情報は一切こないの、来た情報についてはまたそれぞれ機会があるごとに開示をしていきたいと思う。

事務局長：その時に話されていたのは、連絡先を教えたので、例えば連絡されたら困るとい方がいれば言ってくださいと言われた。例えば事務局通してとかいう形も取

れるので、もし直接連絡されるのが困るという方がいれば申し出て欲しいという話はされたけれども、いないということでよろしいか。もし直接連絡は困るという方は言ってほしいと言われたが、それはなしでよろしいか。

山下議長：必要があれば直接連絡が入るということで理解いただければと思う。その他なければ、これで全員協議会を終了する。

【閉会 11：20】